

# 2015年非開示外国所得及び資産(課税)法案

May 2015



# 内容

- ▶ 非開示外国所得及び資産(課税)法案(UFIA (IT)法案)が提起された背景
- ▶ 外国資産の報告要件 - 所得税法上の現行規定
- ▶ 非開示外国所得及び資産に課税する法案が提起 - UFIA (IT)法案
- ▶ UFIA (IT)法案 - 問題点と勧告事項
- ▶ UFIA (IT)法案 - ケーススタディ
- ▶ UFIA (IT)法案 - フィードバック
- ▶ UFIA (IT)法案 - 現在のステータス
- ▶ 日印社会保障協定



# 非開示外国所得及び資産(課税) 法案(UFIA (IT) 法案)が提起され た背景

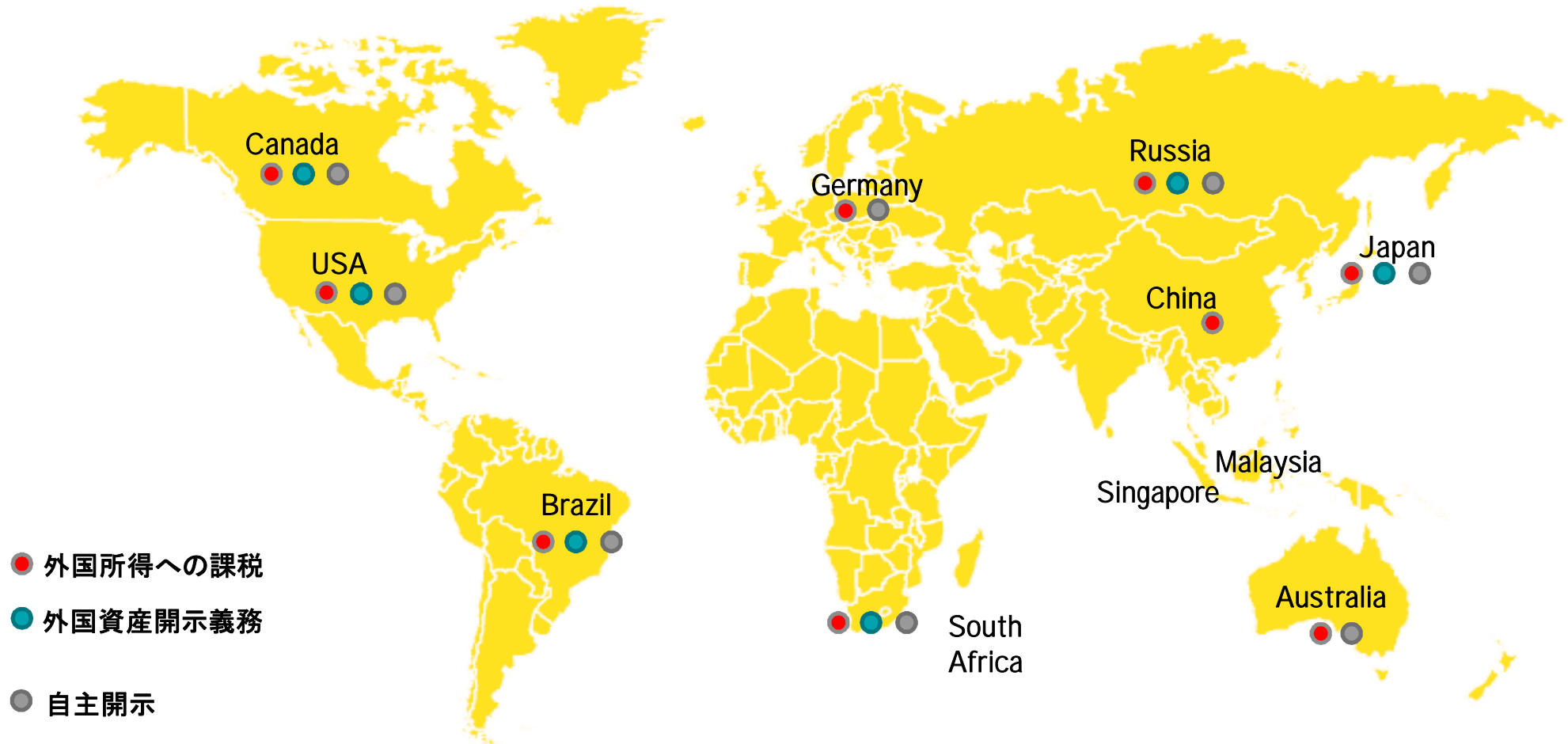
# 世界的な潮流 – 焦点となる課税と報告

- ▶ 税制濫用を認めないとする風潮の高まりや世界中で租税回避行為を取り締まろうとする税務活動の現れ
- ▶ 税源侵食と利益移転(BEPS)や租税回避行為防止のための国別報告書のグローバルな取り組み
- ▶ 国同士で情報交換する「革命」
  - ▶ 米国は、海外居住の米国人の金融口座に関連する情報を入手できるよう、外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に基づき、58カ国との協定を締結
  - ▶ 経済協力開発機構(OECD)は、税務情報の自動交換についての世界基準を公表
  - ▶ 脱税行為と戦うために、多くの国々が各国と対等協定の交渉をした
- ▶ いくつかの国では外国所得と外国資産の開示を義務づけている
  - ▶ 米国: 利息のつく金融口座、名義や権限を持つ金融口座を持つ納税者は、外国銀行と金融口座の報告(FBAR)を米国で提出しなければならない
  - ▶ ロシア: 2015年より税務居住者は納税当局に対し、株式の10%以上を所有する海外会社がある場合、また、創設者、受益者、保護者となっている信託や財団などといった「Structures」がある場合、その報告を義務付けている

<sup>1</sup> Source: Public domain

# 世界的な潮流：外国所得課税、外国資産報告義務、自主開示

調査対象11カ国のうち、約80%の国で外国所得の、55%の国で外国資産の報告義務がある。  
これらの国の約72%が自主開示スキームを採用している。



<sup>1</sup> Source: Public domain

# 日本の概況 – 課税と報告事項

---

## ▶ 外国所得及び資産に対する課税

- ▶ 日本で永住者に該当する外国人については、その外国源泉所得も日本で課税対象となる
- ▶ 過去10年間のうち、現在5年間以上日本に居住している外国人は、日本での永住者とみなされる
- ▶ 日本での永住者で12月末時点で総額5千万円以上の資産を国外で所有している者は、外国の資産について指定されたフォームによる開示が必要

## ▶ 近年の動向

- ▶ 金融資産の未実現利益に対し出国税を2015年に導入。全世界資産に適用され、国内資産に限定されない。
  - ▶ 株式
  - ▶ 国債及び社債
  - ▶ 匿名組合への持分
  - ▶ 未決済のデリバティブ

## ▶ 将来の動向

- ▶ 外国資産の報告不備については、外国資産報告システムの更なる活用と外国の税務当局との情報交換ネットワークを通じて対応していく
- ▶ 基本的な対策として、2016年からマイナンバー制度を導入（社会保障及び税務の共通番号制度）
- ▶ 相対的に低い相続税納税額に対し、課税ベースの拡大を検討

<sup>1</sup> Source: Public domain

# インドの概況 - UFIA (IT) Billが提起された背景

- ▶ BJP政府の選挙マニフェストでは、オフショアブラックマネー対策を優先課題として約束

「汚職の範囲を最小化することにより、ブラックマネー創出の最小化を確保できる。国外銀行やオフショア口座に隠されたブラックマネーを追跡し取り戻すプロセスを開始すると約束する。そのための特別専門委員会を設立し、現行法への改正を勧告し、新たな法律を制定する。本来インドに帰属するようなブラックマネーをインドへ取り戻すプロセスを優先的に開始する。また、ブラックマネーに関する情報共有を促進するため、外国政府と積極的に取り組む。」

- ▶ 2014年予算案では、ブラックマネーの脅威と戦う特別調査チームの発足のため89百万ルピーが割り当てられた

「インド経済にまわりついてきたブラックマネー問題に対して断固対処しなければならない。従来、様々な困難に直面してきたが、経済活動を強化し成長加速を図るためには、何かしらの大胆なステップに着手しなければならない。」

- ▶ 2015年度予算案でもブラックマネー抑制案が大々的に発表された。以下財務大臣の言葉。

「税務行政にとって非常に重要なのは、ブラックマネー社会悪との戦い。既にその方向で多くの方策を講じてきたが、更に強化していくべき。」

Source: <sup>2</sup> BJP Election Manifesto 2014

<sup>3</sup> Budget Speech 2014

<sup>4</sup> Budget Speech 2015

# インドの概況 - UFIA (IT) Billが提起された背景

---

- ▶ 調査と提唱活動を行う組織であるGlobal Financial Integrityによる不正資金の流れに関する年次グローバルアップデートにおいて、インドが3位にランクイン。2012年に、947億ドル(約6兆ルピー)もの不正な富の流出があったものと推定されている
- ▶ 直近の報道によると、2007年時点でスイスのジュネーブのHSBC銀行口座だけで1,195人のインド人が42億ドル(2,500億ルピー)もの富や資産を所持していると報告した。
- ▶ 最高裁判所は繰り返しブラックマネーの問題に懸念を表明しており、2015年には、ブラックマネー追跡のために組織された特別調査チームに対し、起訴を促進し、外国の警察へ協力を要請できるよう、総括的な刑事事件の登録を検討するよう求めた。

Source: Public domain



# 外国資産の報告要件 - 所得税法上の現行規定

# 外国資産の報告要件 所得税法上の現行規定

## 外国資産を税務確定申告の様式で報告しなければならない

- ▶ 課税年度2011-12より、通常の居住者が保有する外国資産について以下の対応が必要
  - ▶ 外国資産の詳細な報告義務
  - ▶ 課税所得を有していなくても、インドで税務確定申告が強制
- ▶ 報告される資産は、銀行口座、不動産、法人に対する金融持分、外国信託の受託者である場合の信託財産の詳細、その他動産（例宝石、車、飛行機など）

何が資産と言えるのか争いがある – 権利行使が確定又は未確定  
のストックオプション、退職金制度積立金など

# 外国資産の報告要件 所得税法上の現行規定

## インド税法における居住ステータスの判定

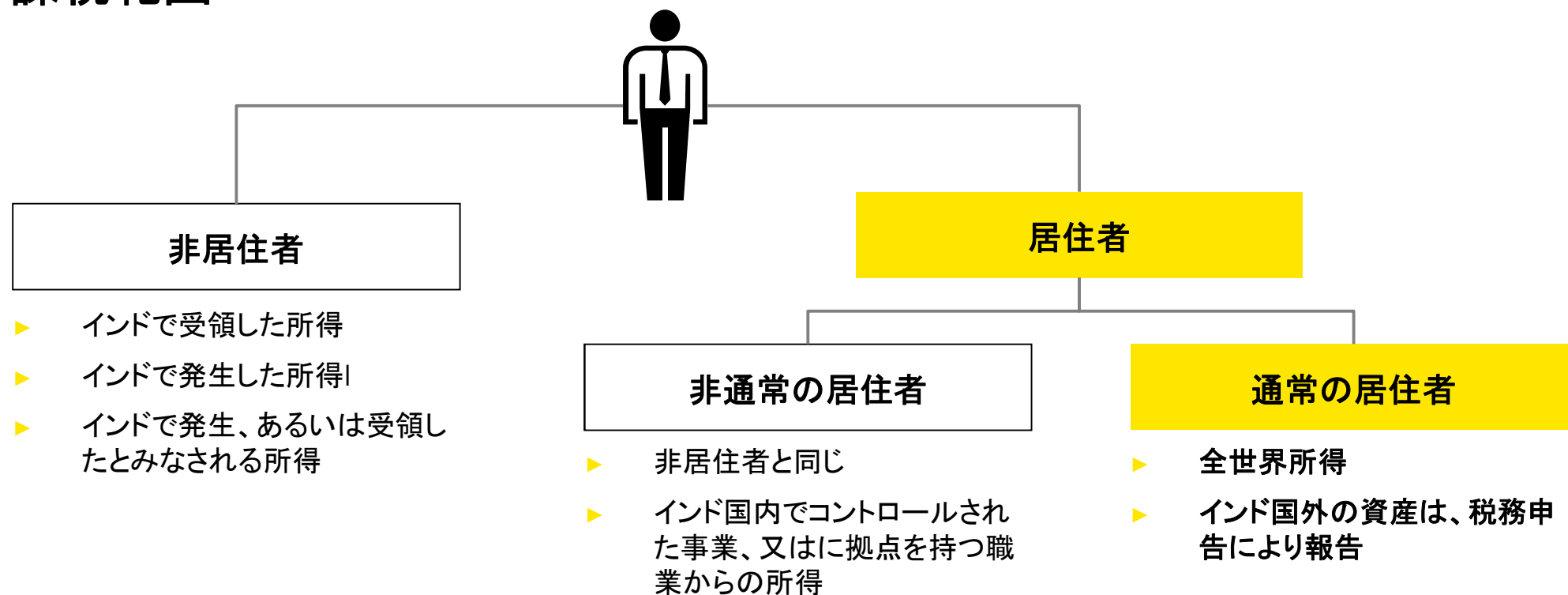
インドでの滞在期間	居住形態		
基本要件	非居住者(NR)	居住者	
課税年度において182日以上滞在	いずれも 満たさない	基本要件のいずれか1つを満たす	
課税年度において60*日以上滞在、かつ直近の過去4年間に365日以上滞在			
追加要件		非通常の居住者	通常の居住者
直近の10課税年度のうち少なくとも9課税年度において、非居住者の基本条件を満たしていた		追加要件のいずれか1つを満たす	追加要件のいずれも満たさない
直近の7課税年度において、インド滞在が729日以下であった			

以下の場合、\*60日は182日に置換えられる:

- ▶ インド人もしくはインド系移民(PIO)の個人が、いずれかの課税年度にインドを「訪問」で来るか、又は、
- ▶ インド在住のインド人が、インド以外の国での就労目的のため、いずれかの課税年度にインドから出国

# 外国資産の報告要件 所得税法上の現行規定

## 課税範囲



インドでの労務提供の対価としての給与は、それがインド又はインド国外で支払われるか否かに関わらず、インドで課税対象

# 外国資産の報告要件 所得税法上の現行規定

## 既存の所得税法のもとで求められる外国資産の報告の内容

外国資産	所得税の申告にて報告する内容
インド国外の銀行口座	課税年度におけるピーク残高
インド国外の法人に対する金融持分	次のいずれかの名義上の株主又は法的権利の保有者として、課税年度に保有する取得原価での投資額(例示) <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 金融口座(受益者かどうかに関係なく)</li><li>▶ 居住者に代わって仲介人、名義人又は代理人等として管理する法人に係る金融持分</li><li>▶ 法人に対する株式又は議決権(直接又は間接保有)</li><li>▶ パートナーシップ持分又は資本に対する権利(直接又は間接保有)</li><li>▶ 信託に対する受益権又は所有権</li><li>▶ その他法人に対する議決権、株式、資産又は権利</li></ul>
インド国外の不動産	課税年度に保有する投資物件と取得原価
インド国外に保有する署名権のある口座	課税年度におけるピーク残高/投資口座
インド国外の外国信託の受託者	信託財産の内容
投資の性質を持つその他の資産(例: 宝石、車、飛行機等々)	課税年度に保有する取得原価でのピーク残高

# 外国資産の報告要件 所得税法上の現行規定

---

## 間違った報告をすると...

- ▶ 確定申告における報告の誤りや報告を怠ったことに対する具体的な規定はない
- ▶ 確定申告の税務調査において、調査官によって識別された非開示の外国所得について、一般的な刑罰及び起訴規定が適用される
  - ▶ このような所得に対し適用税率で課税
  - ▶ 罰金: 手続の開始後、調査官の裁量により100-300%の罰金が科せられる。納税者に防御の機会が与えられる
  - ▶ 起訴: 起訴手続きはごく稀

# 非開示外国所得及び資産に課税 する法案が提起 - UFIA (IT)法案

# UFIA (IT)法案- 主な特徴

---

- ▶ 目的:現在の所得税法のもとで報告されない、通常の居住者の「非開示の外国資産及び所得」に対する課税
- ▶ 施行日 2015年4月1日
- ▶ 適用範囲インドで「通常の居住者」に該当する全ての者が有する非開示の外国資産及び所得
- ▶ 一律30%で課税
- ▶ 「非開示の所得」と「非開示の資産価値」の一方又は両方に適用できる



# UFIA (IT)法案- 主な特徴

---

- ▶ 罰金: 算定税額の300%
- ▶ 非開示の外国所得/資産に対する罰金: 1 百万ルピー
- ▶ 起訴: 6 ヶ月から10年の禁固刑
- ▶ 例外: インド国外の銀行口座の全ての残高合計が課税年度を通して50万ルピー以下で、あり、報告しなかった場合
- ▶ 完全な開示を自主的に行う人には起訴の免除とペナルティを減額するような機会を、一回だけ期間限定で与える

# UFIA (IT)法案- 法案が規定する納税者の範囲とは?

---

- ▶ UFIA(IT) Billの対象者には、インド所得税法上の居住者で、「通常の居住者」以外の居住者(非通常居住者等)は含まれない(「通常の居住者」のみ)
- ▶ インド所得税法上の居住者には、他の締約国との条約に基づく居住者も含まれる可能性がある

# UFIA (IT)法案- 外国所得・資産の非開示とは？

---

- ▶ UFIA(IT) Billが規定する、非開示の国所得・資産とは
  - ▶ インド国外源泉所得で、インドにおける確定申告で開示していないもの
  - ▶ インド国外源泉所得で、インドにおける確定申告において提供が要求されているのに、提供されなかったもの
  - ▶ インド国外の非開示資産の価値
  
- ▶ UFIA(IT) Billが規定する、インド国外の非開示資産とは
  - ▶ 資産（法人に対する金融持分を含む）
  - ▶ 納税者の名義で所有、あるいは、納税者が実質的所有者である資産
  - ▶ 当該資産投資の資金源について納税者から説明がない、あるいは、税務調査官を納得させる説明ができない

# UFIA (IT)法案- 法が規定する納税者の範囲とは?

---

## ▶ 対象者の例

- ▶ 駐在員及びその家族
- ▶ 非居住者であるが永住の意思を持ってインドに移住する者、あるいは、インド訪問者であるが当該課税年度において182日以内に出国することができない者
- ▶ 実質的管理の場所がインド国内にある外国法人
- ▶ 信託等の非法人組織で、インドから部分的に支配や管理がなされているもの
- ▶ コンソーシアム等で、インドから部分的に支配や管理がなされているAssociation of Persons (AOP)として取り扱われているもの
- ▶ 義務不履行納税者(居住者に該当しなくても、納税者を代表する者)

# UFIA (IT)法案- 開示とは?

---

- ▶ 非開示所得は、確定申告における非開示所得に基づいて決定される
- ▶ 確定申告以外の方法による開示は、「開示所得」として認定されない可能性がある
- ▶ 以下の場合、外国源泉所得は非開示と認定される可能性がある:
  - ▶ 確定申告義務のある居住者なのに、確定申告を行わない
  - ▶ 確定申告を行っているものの、その中で外国源泉所得の開示を行ってこなかった
  - ▶ 居住者が外国源泉所得の開示を行ってきたものの、その所得に増減が見られるもの。但し、インド所得税法の特定の規定(P22参照)に基づく増減は除く

# UFIA (IT)法案- 非開示の外国所得に対する税額計算方法とは?

---

- ▶ 所得に対し一律30%で課税
- ▶ 非開示外国所得の総額に対して課税、必要経費や損失による控除を認めない
- ▶ UFIA(IT) Billは、2015年4月1日以降の非開示の外国所得で、確定申告で開示されないものに適用される
- ▶ 確定申告で外国所得が開示されたとしても、税務調査で増減がみられた場合でも、以下の規定による増減は非開示外国所得とはみなされない
  - ▶ 29条から43条C(例:事業所得の計算)
  - ▶ 57条から59条(例:その他所得の計算)
  - ▶ 92条C(独立企業間価格の計算)
- ▶ 二重課税の排除、課税免除、税額控除等の利用可能性は低い

# UFIA (IT)法案- 非開示の外国資産に対する税額計算方法とは?

- ▶ 資産価値に対し一律30%で課税
- ▶ 非開示の資産価値は以下の通り規定
  - ▶ 当該課税年度の期首時点における資産の公正な市場価値
  - ▶ 別途規定される方法による(ルール策定中)
- ▶ 資産価値の計算において、取得原価、必要経費、損失は控除されない
- ▶ インド所得税法あるいはUFIA(IT) Actにおいて過年度課税された所得による資産については、一部控除できる場合がある
  - ▶ 計算例
    - ▶ 資産の購入価格 - 5百万ルピー
    - ▶ 過年度インドで納税済み所得 - 2百万ルピー
    - ▶ 税務当局からの通知に基づく投資評価額 - 1千万ルピー
    - ▶ UFIA(IT) Actに基づく課税基準額 - 8百万ルピー(1千万ルピーから2百万ルピーを減額)
- ▶ 不動産の場合は、取得原価総額に占める価値の割合に応じて、所得の控除額が計算される
  - ▶ 計算例
    - ▶ 資産の公正な市場価値 - 1千万ルピー
    - ▶ 資産の取得原価 - 5百万ルピー
    - ▶ 過年度インドで納税済み所得 - 2百万ルピー
    - ▶ UFIA(IT) Actに基づく課税基準額 - 6百万ルピー(4百万ルピーの控除が可能(1千万ルピー × 2/5))

# UFIA (IT)法案- 罰金規定

項目	罰金
外国所得・資産の隠蔽	算定税額の3倍
当該賦課年度末までに確定申告を行わなかった場合	1百万ルピー
インド所得税法上、確定申告で情報を提供しなかった場合、あるいは不正確な情報を提供した場合	1百万ルピー
その他の罰金	5万ルピーから20万ルピー

- ▶ 外国資産が銀行預金のみで、その合計残高が課税年度において50万ルピーを超えない場合は、罰金は科せられない。
- ▶ 上記に述べた罰金に加えて、延滞利息が科せられる可能性もある



# UFIA (IT)法案- 起訴の場合

違反	禁固の期間
当該賦課年度末までに確定申告を行わなかった場合、あるいは、確定申告で外国資産の情報を提供しなかった場合	6ヶ月から7年、かつ罰金
故意による脱税等(非通常居住者以外の居住者)	3年から10年、かつ罰金
故意による脱税や延滞利息及び罰金逃れ(他の規定による罰金は別途科される)	3ヶ月から3年、かつ裁判所の命令による罰金
立証の過程で虚偽の陳述	6ヶ月から7年、かつ罰金
違反の幫助・教唆	6ヶ月から7年、かつ罰金
再犯	3年から10年、かつ50万から1千万ルピーのレンジの罰金

- ▶ 起訴は非開示所得・資産に関連する法律違反に対して開始され、和解はできない
- ▶ 他の法律での起訴手続きに加えて行われる
- ▶ 「犯意」の推定
- ▶ 起訴には上級の税務当局の承認が必要

# UFIA (IT)法案- 一回きりの自主開示期間

---

- ▶ 納税者に非開示の外国資産を自主申告する機会を一回だけ期間限定で与える
- ▶ 資産は本課税年度(FY15-16)以前に、インドで課税対象となった所得から取得したものでなければならない
- ▶ 資産はインド国外にあり、また申告日に納税者が保有している必要がある
- ▶ 納税者は、定められた期間内に所定の様式で申告書を提出する必要がある - 申告書の様式はまだ指定されていない
- ▶ 申告と同時に、資産価値の30%の税金と同額のペナルティを併せて納付しなければならない
- ▶ 起訴手続きは開始されず、また過去の富裕税を免除
- ▶ 以下の場合、申告は無効:
  - ▶ 事実の虚偽表示又は隠蔽
  - ▶ 所得税法に基く税務調査が未解決
  - ▶ 非開示の外国所得/資産の情報を税務当局が既に得ている場合
  - ▶ 他の法律により起訴された場合
  - ▶ 税金と罰金を払わない申告

# UFIA (IT) 法案 – 手続き規定



UFIA (IT)法案は所得税法に優先する – 例え所得税法の規定が有利であったとしても、法案が優先される



所得税当局が管理する



申告と様式を別々に提出する必要はない



所得税当局は、非開示の外国所得や資産の存在に気づいたとき、いつでも手続を開始することができる



手続を開始するため、あらゆる情報源を利用する



税金を徴収する様々な方法（雇用主、債務者、インド又は外国資産の差押えを通して）



再調査、控訴、更正の請求手続きは可能



自然的正義の原則が取り込まれる – 証拠を考慮に入れながら、書面で理由を記載、ヒアリングの機会を与えられる



特定の免責条項を除き、手続は、手続を開始した年度末から2年以内に完了



納税者に上訴を選択できる権利 – 税法に類似

# UFIA (IT) Actのための外国所得及び資産の考えられるデータソース

- ▶ 外国税務コンプライアンス法 (FATCA) 又は金融機関等による同等の規定をもとになされる報告
- ▶ 情報は租税条約や情報交換協定といった情報交換の仕組みを通じて収集された情報。UFIA(IT) 法案の第83条は、特にUFIA(IT) 法案の目的遂行のため、所得税法のもとで得られた情報及び収集された情報を、税務当局が利用できるよう権限付与
- ▶ 間接税、インド準備銀行 (RBI)、外国為替管理法 (FEMA) など、他の内部の政府機関の協力により得られた情報
- ▶ 関税法など他の法律の基づいて、担保手続きから得られた情報
- ▶ 財務省歳入局の経済活動規制課が起こした行動
- ▶ 所得税法に基づく、納税者の調査と他の手続
- ▶ 所得税法に基づく、搜索や調査活動
- ▶ ソーシャルメディアを含むデジタルメディアからの情報収集
- ▶ 銀行/金融機関等へ一般的な情報要求
- ▶ 新聞及び雑誌に掲載された情報はせいぜい間接的、二次的証拠 - 当局は事実を申し立て、証明しなければならない。新聞記事はそのままでなく、補助的なものとして利用される

# 非開示外国所得及び資産(課税) 法案 - 問題点と勧告事項

# UFIA (IT)法案- 問題点と勧告事項

---

- ▶ **問題点: 国所得及び資産を有する全ての通常の居住者に影響**

**勧告事項:** UFIA(IT) Actは、単にインドに物理的にいるというだけで居住者になっている駐在員やその家族。そして、インドの非居住者であったときに、インド国外の源泉所得で取得した外国資産を保有している、帰国した非居住インド人(NRIs)のような、悪意のない事案について、例外規定を設けるべきである

- ▶ **問題点: 所得税法に基づき、すでに課税された所得についてのみ減額**  
非開示資産の価値で税金を計算する場合、所得税法上、あるいはUFIA(IT) Actにおいて、取得に要したインドで納税済み所得のみ、資産の価額から減額することができると規定している。インド税法上、非課税所得から取得、あるいは銀行借入、贈与、相続により取得した資産はどうなるか？

**勧告事項:** インドで納税済み所得に限定するのではなく、納税者から説明される資金源泉に基づいて所得控除を認めるべき

# UFIA (IT)法案- 問題点と勧告事項

---

- ▶ **問題点:** UFIA(IT)法案は、インド国外を源泉とする所得は、インドの確定申告に開示されていない場合、非開示外国所得とみなされることを規定

**勧告事項:** 確定申告にのみ開示するのではなく、開示範囲は他の開示方法にも拡大されるかもしれない

- ▶ **問題点:** 所得の概念 VS 総所得

UFIA(IT)法案は、納税者の非開示の外国所得と資産の合計を計算する際、所得税法上の規定で認められていようとまいと、必要経費や引当金の控除、そして損失の相殺は認められないと規定。

**勧告事項:** いずれにせよ罰金と起訴は別途規定されているので、所得概念に立ち返るよう、当該規定は修正されるべき

# UFIA (IT)法案- 問題点と勧告事項

---

▶ **問題点: 納税者にとって租税条約の恩恵はない**

UFIA(IT) 法案は、納税者に対し、租税条約上の二重課税の排除や、有利な規定を適用可能とする規定は設けていないようである

**勧告事項:** 真実かつ善意な事案に対して困難を回避するため、適用可能な租税条約の有利な規定を検討できるよう、当該規定の修正が望まれる

▶ **問題点: 報告義務不履行の善意の事案に罰金の例外規定が設けられていない**

**勧告事項:** 「合理的な理由」がある場合、あるいは、資産が赴任期間、駐在員の母国の税務当局、あるいは源泉国に開示された場合、例外規定を設けるべきである



# UFIA (IT)法案- 問題点と勧告事項

---

- ▶ **問題点**: UFIA(IT) 法の罰金や起訴手続きはどの期間の義務不履行に適用されるか定かではない。2014-15年度までの申告書の報告義務不履行についても適用されるのか。あるいは所得税申告は2015年4月1日以降、つまり、UFIA(IT) Billが施行日以降の不履行についてのみ適用となるのか。

**勧告事項**: 罰金や起訴手続きは2015-16年度以降に行われた義務不履行に関連して適用されることを明確化する必要がある

# 非開示外国所得及び資産(課税) 法案 - ケーススタディ

# ケーススタディ1

---

## 事実関係

- ▶ 日本人であるA氏は、2009-10年度からインドで仕事をしており、2013-14年度では通常の納税者となっている
- ▶ インドに来る前から、日本で以下の資産を有している
  - ▶ 住宅(現況空き)
  - ▶ 証券投資
- ▶ 2013-14年度に投資からの配当を受けた
- ▶ 不注意から投資からの所得に対する納税をせず、2013-14年度においてインドでの確定申告上求められる資産の報告を行わなかった
- ▶ 2015年4月に2013-14年度における投資からの所得に対する納税及び利息の納付を行った。加えて、2015年4月15日に、海外の投資所得と保有資産に対する報告を修正申告により行った
- ▶ A氏は妻と帯同しているが、妻の所得額はインド所得税の課税対象未満である。しかし日本に資産を有している

## 質問

- ▶ インド国外の投資所得や資産は、UFIA (IT) Actが示す「非開示外国所得及び資産」の区分に該当するか？
- ▶ A氏の妻についてはどのような取り扱いになるか？

# ケーススタディ 2

---

## 事実関係

- ▶ 日本のパスポート保持者であるB氏は、2006年6月からインドに戻ってきている
- ▶ 日本で定期的に株式投資を行っている
- ▶ 課税年度FY 2015-16の間において、保有する株式XをUSD 100,000で売却し、株式Yを購入。その株式YをUSD 150,000で売却し、株式Zを購入。最後に株式 ZをUSD 200,000で売却
- ▶ 実際には、投資額はUSD 100,000 (X株売却額100,000)で、所得はUSD 100,000 (Y株50,000、X株50,000)もかわらず、総収入はUSD 450,000 (X株売却額100,000、Y株売却額150,000及びX株売却額200,000)。
- ▶ FY 2015-16の確定申告でこの収入と資産を開示しなかった

## 質問:

- ▶ 総収入額であるUSD450,000に基づいて税金を計算する必要があるか？

# ケーススタディ3

---

## 事実関係

- ▶ 日本永住者であるC氏は2006年6月からインドへ戻ってきている
- ▶ 彼は定期的に日本の証券に投資している
- ▶ 2013年度、証券XをUSD 100,000で売却し、代わりに証券Yに投資した。さらに証券YをUSD 150,000で売却し、証券Zに投資し、最終的にUSD 200,000で売却した。
- ▶ 実際には、投資額はUSD 100,000で、所得はUSD 100,000であるにもかかわらず、手取りの総収入はUSD 450,000(日本では住宅資産価値に相当)
- ▶ 2013年度の確定申告で、彼はこの所得と資産を開示しなかったが、UFIA(IT) Actに基づく自主申告をしたいと思っている。

## 質問:

- ▶ この一度だけの資産の自主開示をすれば、投資で得たキャピタルゲインの非開示によるコンプライアンス違反から、彼を守ることになるのか？

# 非開示外国所得及び資産(課税) 法案 - フィードバック

# UFIA (IT)法案-アンケート調査のフィードバック



# UFIA (IT)法案- アンケート調査のフィードバック

- ▶ 法案は納税意識の低いインド国民、ブラックマネーを主なターゲットとしていると思われる。この法律を適用するのは法案の趣旨とは異なると思う
- ▶ 当該法案の対象者のインド居住期間を査証延長が有効な期間と同じ5年間以上とすべき
- ▶ 会社が従業員に代わってこの法律の税金等を負担するとすれば、それがまた個人所得として認識され、雪だるま式に所得税が膨らみコスト増の要因となる。また、業務でインドに派遣されている従業員が個人的なリスクを負わされるのも大きな問題である。よって、駐在員にはこのような面倒な開示義務を免除すべき
- ▶ 外国駐在員の起訴手続きの緩和措置
- ▶ インド赴任前に取得した固定資産(住宅、有価証券等)は報告対象から除くべき
- ▶ 通常の居住者になる前に、帰任させることを考えるようになる
- ▶ 会社としては駐在員の派遣期間の短縮を考えざるを得ない



# 非開示外国所得及び資産(課税) 法案 - 現在のステータス

# 現在のステータス

---

- ▶ 法案はローク・サバー(下院)、ラージヤ・サバー(上院)の両院を通過し、大統領の承認を待って、法律となる(2015年5月13日時点)
- ▶ 直接中央委員会(CBDT)は、外国資産や外国旅行/出張の詳細な報告を求める、2014-15年度の申告書様式を発行した(ただし、今現在は撤回、見直し中。今月中に外国人に要件の緩和された様式が発行される見通し)

# 日印社会保障協定

# 日印社会保障協定のステータス

- ▶ 2012年11月16日締結
- ▶ 現時点では未だ発効されていない
- ▶ 2014年9月、インド年金制度の対象となる外国籍の労働者の対象について、次の変更に関する打合せが行われ、日印当局間でまだ未決着

拠出額	2014年9月1日以降に 加入した外国籍の労働者	2014年9月1日以前に 加入した外国籍の労働者
従業員積立基金への拠出額	月次給与の12%	月次給与の12%
雇用者積立基金への拠出額	月次給与の12%	月次給与の3.67%
雇用者退職年金への拠出額		月次給与の8.33%
合計	月次給与の24%	月次給与の24%

- ▶ 協定は全ての未解決問題が解決され、両国間で交換公文が交わされてから発効となる

# 日印社会保障協定による恩典

## インドで勤務する日本人従業員

---

### ▶ インドで積立基金や年金の拠出が免除

- ▶ 協定が発効した場合、インドで勤務する、あるいは派遣される日本人従業員は日本で社会保険加入証明書を手に入れる
- ▶ 加入証明書は、従業員が社会保障に加入しており、赴任期間中も継続加入していることを日本の社会保障当局が確認するものである
- ▶ 加入証明書が入手できれば、インドで積立基金や年金の拠出は不要となる
- ▶ その証明書は、インド駐在期間が5年を超えるものと見込まれない場合に入手可能
- ▶ 協定発効日にインドに駐在している日本人従業員は、5年の期間は協定発効日からカウントするものとされる

# 日印社会保障協定による給付

## インドで働く日本人従業員

---

### ▶ インドでの任期满了時における積立基金制度からの還付資格

- ▶ 協定が発効した場合、日本人従業員はインドでの任期满了時に積立基金制度から還付を受ける権利を有する

### ▶ 年金制度からの脱退給付一時金あるいは月次年金の受給資格

- ▶ 協定が発効した場合、年金制度に対して次の権利を有する(協定では「通算期間」を考慮)
  - ▶ 加入期間が日本とインドで通算して10年未満の場合: 脱退給付一時金を受給
  - ▶ 加入期間が日本とインドで通算して10年以上の場合: 月次年金を受給

# 日印社会保障協定による給付

## インドで働く日本人従業員

---

### ▶ 給付を受けるための従業員の日本の銀行口座について

- ▶ 協定が発効した場合、日本人従業員は積立基金制度あるいは年金制度から、日本の銀行口座に給付を受ける権利を有する
- ▶ 協定が発効前については、日本人従業員は積立基金制度あるいは年金制度から、以下どちらかの給付を受ける権利を有する
  - ▶ 従業員のインドの銀行口座
  - ▶ 雇用者を通じた受給
- ▶ 雇用者を通じた還付請求に係る必要書類
  - ▶ 雇用者が代理で受給することについての従業員からの委任状
  - ▶ 受給額が従業員に払われることについての雇用者からの誓約書(2名の保証人が必要)

# 日印社会保障協定の影響

## インドで勤務する日本人従業員

要因	日印社会保障協定が未発効	日印社会保障協定が発効済み		
		任期満了し、インドを出国している日本人従業員	現在駐在中の日本人従業員	今後駐在予定の日本人従業員
インドでの拠出は必要か？	はい	NA	いいえ。ただし、社会保険加入証明書を日本から取得が必要	いいえ。ただし、社会保険加入証明書を日本から取得が必要
給与のどの部分に基づいて拠出するか？	日印で支払われる基本給と月額固定手当	NA	NA	NA
積立基金からの還付はいつ可能か？	退職後かつ58歳以上であればいつでも	直ちに	インドでの任期満了時	NA



# 日印社会保障協定の影響

## インドで勤務する日本人従業員

要因	日印社会保障協定が発効済み			
	日印社会保障協定が未発効	任期满了し、インドを出国している日本人従業員	現在駐在中の日本人従業員	今後駐在予定の日本人従業員
仮にインド勤務が10年未満でも、年金制度から給付を享受できるか？	NA	はい。脱退給付一時金又は退職年金を受給可能	はい。脱退給付一時金又は退職年金を受給可能	NA
どこの銀行口座で給付を享受できるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 従業員のインド銀行口座</li> <li>b. 雇用者のインド銀行口座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 従業員のインド又は日本の銀行口座</li> <li>b. 雇用者のインドの銀行口座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 従業員のインド又は日本の銀行口座</li> <li>b. 雇用者のインドの銀行口座</li> </ul>	NA

# Thank You

